## 令和4年度寒河江市農業委員会運営方針

## 1 基本方針

わが国は、地方創生への取り組みが重要となっており、農業を活性化し、農業経営者数と農業所得を拡大していく必要があります。

農業委員会は、農地と人対策を担う組織として、中山間等地域も含めた貴重な農地を守り、活かし、持続的に発展する農業を目指すために、農業の成長産業化・競争力強化に向け、農地等の利用の最適化を推進していくことが重要です。

改正農業委員会等に関する法律施行後、人・農地関連施策の見直しが進められる中、農業委員会の果たす役割が一層重要視されていることを受け、新たに成果、活動の両要素についての最適化活動の目標を定める一方、これとは別に農業委員会系統組織の統一的な取り組みを含めた最適化の取組を通じて農地利用の最適化の強化を図ります。

このため、寒河江市農業委員会では、①担い手への農地集積・集約化(農地の集積)②遊休農地の発生防止・解消(遊休農地の解消)③新規就農者等の育成・確保 (新規参入の促進)の3つの成果目標と活動目標を設定し、活動の柱であるこの目標をもとに、次のように取り組んでいきます。

## 2 活動方針

- (1) 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地区ごとにこれまでの農業委員会活動と合わせて新たな目標に沿った最適化活動を推進していきます。
- (2) 最適化活動の目標の達成に向けて、全ての農業委員及び農地利用最適化推進委員が毎月最適化活動を確実に実施し、最適化活動を展開するとともに、活動の詳細な記録に努めるほか、目標の達成状況について点検・評価及び公表を行うことによって活動の透明化と情報の共有化を図ります。
- (3) 新たな段階を迎える人・農地プランの法定化に伴う目標地図の作成に向けての農業者の意向調査や地域の話合いへの参加を通じての地域の農地利用の最適化に向けた合意形成の促進を図ります。
- (4) 遊休農地対策として、農地パトロール(利用状況調査)を実施し、農地の有効活用を促す活動と遊休農地対策事業の活用を推進し、各地区農用地利用改善組合と共に目標を設定し、遊休農地の解消に向け、重点的に努めます。
- (5) 「農地中間管理事業」と「人・農地プラン」を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、農地利用最適化の推進に努めるための課題や問題点について、行政機関への意見の提出を行います。
- (6) 農地法等の関係法律を遵守し、農地法に基づく許可申請等の審議において、現地調査を実施し、迅速かつ適正な対応に努めます。

- (7) 新規就農者等の担い手の育成・確保対策として、関係団体等との連携を図りながら、意欲ある担い手の育成に努めます。
- (8) 日々の農業委員会活動を通じ、農業者の福祉向上のための農業者年金加入推進活動と積極的な各種情報提供を行うことにより、将来に希望を持ち安心して農業が営めるよう魅力ある地域農業の確立に努めます。

## 3 事業計画

- (1) 諸会議の開催
  - ア 総会・・・・・・・・・・・・・原則毎月25日
  - イ 全員協議会・運営委員会・各委員会・・・必要に応じ随時開催
  - ウ 事前審査会・・・・・・・・・・総会開催の概ね4日前
- (2) 担い手への農地利用の集積と集約化(農地の集積)

農地法、農業経営基盤強化促進法等に基づく農地関係業務の執行について、公正・公平な審議と適正な事務執行を実施します。また、人・農地プラン、農地中間管理事業を活用し、各地区農用地利用改善組合と共に目標を設定し、担い手への農地集積・集約化を図ります。

(主な内容)

- ア 農地法許可事務の適切な執行と農地利用最適化推進についての意見の提出
- イ 農地中間管理事業を積極的に活用し、人・農地プランに位置づけられた中心 経営体等への農地の集積・集約化
- ウ 農地所有適格法人の適正な運営のための指導・助言
- エ 農地情報公開システム (eMAFF 農地ナビ) の適正な運用
- オ 四半期に1回の頻度(5月、8月、11月、2月)による農業委員会活動の うち最適化活動についての点検、評価の実施
- カ 地域での話し合いの場や広報等を通じての人・農地プランの法定化、目標地 図の作成に関する周知の徹底、制度理解の促進
- (3) 遊休農地等対策 (遊休農地の解消)

遊休農地等の発生防止・解消のため、市農林課・農協・各地区農用地利用改善組合等の関係機関と連携し、遊休農地の解消目標を設定し、遊休農地の解消に努めます。

(主な内容)

- ア 関係機関と連携した農地パトロール (農地利用状況調査) の実施
- イ 遊休農地所有者に対する「利用意向調査」の実施と適正な農地利用の指導
- ウ 遊休農地解消及び発生防止のための県及び市単独事業の実施
- (4) 新規就農者等の担い手の育成 (新規参入の促進)

新規就農者や農業後継者の育成・確保を図るとともに地域農業の確立に向けた 農政活動及び農業振興の効果的な推進を図ります。

(主な内容)

- ア 新規就農者や認定農業者等の担い手の育成・確保
- イ 農業者のための各種研修事業の開催
- ウ 広報紙やホームページを活用した情報提供活動の充実
- エ 新規参入者への農地貸付の同意の取り付けを行う最適化活動の推進
- (5) 農業者年金制度の啓発と普及

農業者年金制度の啓発と加入推進農業者の福祉向上のための農業者年金制度の普及と加入者の拡大を図ります。